

公 告

関税法（昭和29年法律第61号）第37条第3項の規定に基づき、徳山港指定保税地域の追加指定について、下記のとおり公聴会を開催するので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第31条第1項の規定により公告する。

平成30年2月2日

門司税関長 郡山清武

- 1 日 時 平成30年2月19日（月）午前10時から
- 2 場 所 徳山港湾合同庁舎2階税関会議室
(山口県周南市徳山港町6-35)
- 3 主宰者 門司税関長
- 4 事 案 徳山港指定保税地域の追加指定について
- 5 追加指定をしようとする土地
名 称 晴海埠頭コンテナ拡張ヤード
所在地 山口県周南市晴海町6番37及び6番51の一部並びに6番39及び6番40
面 積 33,879.49m²
区 域 周南市晴海町6番37所在の公共道路内（北緯34度02分28.6339秒、東経139度27分28.1017秒）を基点として、同点から方向角267度55分23秒の方向に引いた線上の37.163メートルの地点を（1）とし、同点から方向角166度25分34秒の方向に引いた線上の16.119メートルの地点を（2）とし、同点から方向角202度02分20秒の方向に引いた線上の62.170メートルの地点を（3）とし、同点から方向角201度45分00秒の方向に引いた線上の25.672メートルの地点を（4）とし、同点から方向角199度11分49秒の方向に引いた線上の2.235メートルの地点を（5）とし、同点から方向角200度30分40秒の方向に引いた線上の0.148メートルの地点を（6）とし、同点から方向角201度49分52秒の方向に引いた線上の11.04

4メートルの地点を(7)とし、同点から方向角202度02分49秒の方向に引いた線上の17.878メートルの地点を(8)とし、同点から方向角201度53分35秒の方向に引いた線上の10.974メートルの地点を(9)とし、同点から方向角201度56分13秒の方向に引いた線上の0.173メートルの地点を(10)とし、同点から方向角201度56分13秒の方向に引いた線上の7.760メートルの地点を(11)とし、同点から方向角201度51分32秒の方向に引いた線上の113.984メートルの地点を(12)とし、同点から方向角201度36分54秒の方向に引いた線上の5.991メートルの地点を(13)とし、同点から方向角111度23分13秒の方向に引いた線上の1.848メートルの地点を(14)とし、同点から方向角201度55分34秒の方向に引いた線上の28.021メートルの地点を(15)とし、同点から方向角201度47分53秒の方向に引いた線上の24.498メートルの地点を(16)とし、同点から方向角291度44分06秒の方向に引いた線上の0.159メートルの地点を(17)とし、同点から方向角202度19分59秒の方向に引いた線上の2.000メートルの地点を(18)とし、同点から方向角201度58分55秒の方向に引いた線上の1.948メートルの地点を(19)とし、同点から方向角201度48分43秒の方向に引いた線上の5.235メートルの地点を(20)とし、同点から方向角335度22分19秒の方向に引いた線上の18.387メートルの地点を(21)とし、同点から方向角295度00分04秒の方向に引いた線上の78.000メートルの地点を(22)とし、同点から方向角295度08分35秒の方向に引いた線上の21.319メートルの地点を(23)とし、同点から方向角24度58分09秒の方向に引いた線上の33.689メートルの地点を(24)とし、同点から方向角24度58分11秒の方向に引いた線上の21.990メートルの地点を(25)とし、同点から方向角24度54分05秒の方向に引いた線上の279.188メートルの地点を(26)とし、同点から方向角77度35分20秒の方向に引いた線上の11.553メートルの地点を(27)とし、(1)から(27)に至る各点を順次結んだ線及び(1)と(27)を結んだ線によって囲まれた土地33,879.49平方メートルの区域。